

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第40号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体
及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組 織委員会

を

」

「	公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 一般社団法人名古屋スポーツコミッション	」	に改める。
---	---	---	-------

別表第 4 中

「	日本下水道事業団	」	を
「	日本下水道事業団 公益財団法人日本下水道新技術機構 独立行政法人水資源機構	」	に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。